

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

小児慢性特定疾病の

医療費助成の有効期間が自動で1年延長されます。



医療意見書の取得は不要です！

- 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方の小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「受給者証」という。）の有効期間が1年間延長されます。
- 延長のための更新申請手続き（医療意見書等の提出）は不要です。
- 対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方

※ 延長後の有効期間の満了日は「令和2年3月1日時点で有効であった受給者証」の有効期間の満了日に1年を加えた日となります。

（例） 現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日：令和2年9月30日
1年延長 ⇒ 延長後の有効期間の満了日：令和3年9月30日

- 有効期間を延長した新しい受給者証は、令和2年9月上旬にご自宅に送付する予定です。また、令和2年3月1日～8月31日までの間に有効期間が満了となる方については、7月上旬の送付を予定しています。新しい受給者証が届くまでの間、現在お持ちの受給者証を引き続きご使用いただけます。
- 住所や保険証等について変更が生じた場合は、「変更届出書」を管轄の保健所に御提出ください。

➤ Q&A

| Q | A |
|--|--|
| 1年間延長した場合に終期が満20歳を超える際は、20歳の誕生日の前日までの有効期間となりますか。 | 今回の措置は、「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了となる方を対象に、有効期間の満了日を原則1年延長する」ものであることから、20歳の誕生日以降も延長された有効期間の終期まで医療費助成の対象となります。 |
| 令和2年3月1日から省令改正（令和2年4月30日）の間に有効期間の終期を迎えたが、更新の申請をしなかった。有効期間の終期から1年延長の対象となりますか。 | 更新申請を行わなかった方も有効期間延長の対象となります。 |

- 詳細は県のホームページで御確認ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/boshi/newsyouman.html>



埼玉県のマスコット
コバトン

問い合わせ先

埼玉県保健医療部健康長寿課 母子保健担当

（平日：午前8時30分から午後5時15分）

電話：048-830-3561 メール：a3570-08@pref.saitama.lg.jp